

伊方町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

伊方町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

社会情勢の変化により、教育職員の業務が多種多様化しており、伊方町の各小中学校においても業務が長時間に及び、心身にまで影響を与えていることが課題となっている。持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革を推進し、教育職員が質の高い教育活動へ集中できる環境（働きやすさ・働きがい）を確保することが急務である。

(2) 本町の現状

本町では、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「伊方町立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。主な取組として、業務の適正化・効率化、外部人材の活用・町雇用職員の配置、ICT・公務支援ツールの活用、勤務時間管理の把握と指導などを行っている。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	年 360 時間を上回る割合
小学校	月 48 時間	56.8%	95.5%
中学校	月 48 時間	50.3%	76.7%

時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が教育職員全体で 54.2%と、目標値よりも多くなっている。これは、現代の教育業務に求められる要求の増大に加え、本町の特色である各小中学校の小規模校化による公務分掌の量や、複式授業の準備等に要する時間、部活動指導に関わる時間等の増大や負担感が大きくなってきていると考えられる。

これまでの、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に対する取組が、令和7年度に成果を上げてきていることから、今後のさらなる充実を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

本計画は、このような状況を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条（以下「給特法」）に基づき、伊方町立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する計画を定めるものである。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 一箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合 100%を目指す。
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

※【 】内は令和 6 年度の数値

教育職員が、業務量の適正化やワークライフバランスにより、心身の健康を維持向上させるとともに、質の高い教育活動へ集中できる環境を確保する。

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 14 日以上にする。【13.4 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 5 %まで減少させる。【6 %】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 60%以下に維持する【61%】

教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

- ・ ストレスチェックにおける「働きがい」の項目で、「ふつう、やや良い、良い」の回答を 95%以上にする。【95%】
- ・ ストレスチェックにおける「仕事の負担量」の項目で、「悪い、やや悪い」の回答を 20%以下にする。【26%】

3. 計画の期間

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。
 - ・ 令和 8 年度～令和 11 年度の期間
- 各年度 of 取組内容
 - ・ 令和 8 年度
「伊方町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の各学校、保護者、関係機関への周知、諸評価の実施、不当要求行為対応研修の実施と窓口設置等環境整備、地域学校協働本部事業の充実、コミュニティスクールの体制整備
 - ・ 令和 9 年度
成果と改善による本計画の修正、伊方小学校コミュニティスクールの設置
 - ・ 令和 10 年度
教育職員や保護者、児童への意識調査
 - ・ 令和 11 年度
休日の部活動地域展開の完全実施

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。
 - (1) 「学校・教師の業務の 3 分類」(H31 中教審答申) を踏まえた業務の見直し
 - イ 学校以外が担うべき業務
 - ◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3 分類」①関係)
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登下校する時間帯について、伊方町地域学校協働本部などを通じて、保護者・地域住民等による通学路の見守り活動をより充実させる。
 - ◇ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3 分類」②関係)
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、補導会が行っている見回りに委ね、地区補導員を中心に行うこととし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金や給食費等については、伊方町の教材費無償化、給食費の公会計化の実施により、徴収・管理については、教育職員は原則としてこれを行わない。

◇ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・8年度中に、教育職員に対して不当要求行為対応研修を実施すると共に、学校では対応困難な事案については、教育委員会の責任において、町の顧問弁護士を活用できる環境整備を行い、体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◇ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プール、体育館等の施設・設備の管理業務については、原則として教育委員会が行う。

◇ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和10年度までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の拡充を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・授業準備や採点作業等を補助する学校支援員等を全校に配置する。

◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を100%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

- ・デジタル技術の活用により、会議等資料のペーパーレス化、教職員間の情報共有や連絡にクラウドサービスを取り入れる等の校務の効率化を図り、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を 50%以上にする。

- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を 9 年度中に全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

- ・11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

- ・ストレスチェック実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。

- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

- ・令和 8 年度中に、学校における定時退校日を月 1 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に 5 日間の一斉閉校期間の設定を行う。

- ・早出遅出勤務制度、テレワークの導入について令和 9 年度中に検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、教育委員会が毎月確認するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、毎月の報告書で把握し、その他の目標については、町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各部落等に対して、町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について、積極的に周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。